

令和5年度青森県農山漁村発イノベーション（6次産業化）サポート事業による
支援対象者募集要領

令和5年5月1日制定

令和5年6月2日一部改正

令和5年7月20日一部改正

1 趣旨及び支援内容

青森県農山漁村発イノベーション（6次産業化）サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）が経営改善意欲の高い農林漁業者等に対して、青森県6次産業化等アドバイザー（民間の専門家。以下「アドバイザー」という。）等を派遣し、6次産業化等の取組を含む経営全体の付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費の合計額をいう。）を増加させるための経営や組織運営の改善方策等（以下「経営改善戦略」という。）の作成及び実行を支援する。

【支援内容】

《必須支援項目》

- ・経営改善戦略のための5か年の年次計画策定に向けた支援
（5か年分の収支計画の作成）

《その他の支援項目》

- ・現状の課題整理及び6次産業化等の取組のビジョン策定に向けた支援
- ・6次産業化等の取組に係る生産性向上のための改善に向けた支援
- ・6次産業化等に係るマーケティング戦略分野の課題の抽出と解決に向けた支援
- ・人材育成、知的財産管理、食品衛生管理等の各種専門分野の課題解決に向けた支援等

2 支援対象者の資格要件

本事業による支援の対象者は、青森県在住の農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- （1）支援実施後5年間の経営改善目標を自ら掲げる者。
- （2）付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費）を増加するための経営や組織運営の改善方策等の作成及び実行について、サポートセンター及びアドバイザーによる支援を受け、主体的に取り組む意欲のある者。
- （3）原則として、対象者は法人とする。但し、付加価値額を算出することが可能な会計を実施している場合は、個人、任意団体についても対象とする。
- （4）経営状況報告書（別紙様式第4号）、経営改善状況調書（別紙様式第4号関係）及び経営改善戦略（別紙様式第5号）を作成し、提出することに同意すること。
- （5）財務諸表等の支援に必要な経営資料について、提出が可能であること。

3 支援期間

1次募集：令和5年6月から令和6年2月下旬まで（予定）

2次募集：令和5年7月から令和6年2月下旬まで（予定）

3次募集：令和5年9月から令和6年2月下旬まで（予定）

4 提出書類

(1) 提出を要する申請書類

以下の申請書類を郵送により提出する。

①青森県農山漁村発イノベーション（6次産業化）サポート事業支援申請書
（別紙様式第1号）

②申込者調書（別紙様式第2号）

③誓約書（別紙様式第3号）

④添付書類

イ 農林漁業経営を行う法人の場合

・定款の写し

・直近3期分の決算報告書の写し

ロ 農林漁業経営を行う個人の場合

・直近3年分の所得税の確定申告書等の写し

ハ 農林漁業者が組織する団体の場合

・組織の代表者、出資金、規約等がわかる書類

・経理の一元化を行っていることがわかる書類

・構成員に課税されている場合には、直近3か年分の各構成員の所得税の確定申告書等の写し、団体に課税されている場合には、直近3期分の決算報告書の写し

(2) 申請書類の提出に当たっての注意事項

①申請書類は、様式に沿って作成すること。

②申請書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

③提出後の申請書類は、返却しない。

④提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しない。

(3) 支援後に提出する書類

①経営状況報告書（別紙様式第4号）及び経営改善状況調書（別紙様式第4号関係）を、令和6年2月9日までに総合販売戦略課に提出すること。

②経営改善戦略（別紙様式第5号）は、支援実施年度の翌年度から5年間、各決算期終了後1か月以内に総合販売戦略課に提出すること。

5 経費負担

農林漁業者等の支援対象者においては、アドバイザー等の派遣に係る経費負担はなしとする。但し、その他の経営改善に係る必要経費については、当事業の対象外となる。

6 募集期間

- 1次募集：令和5年5月8日（月）から令和5年5月22日（月）まで
- 2次募集：令和5年6月12日（月）から令和5年7月3日（月）まで
- 3次募集：令和5年7月24日（月）から令和5年8月14日（月）まで

7 支援対象者の選定方法について

(1) 書類確認等

- ①総合販売戦略課において、申請書の記載内容及び添付書類等について確認。（必要に応じて聴き取り等を行う。）
- ②申込者調書（別紙様式第2号）については、上記聴き取り等により、総合販売戦略課内において内容を補足する。

(2) 審査委員会

支援対象者を決定するため、サポートセンターが別に定める地域支援検証委員会を開催し、申請書類をもとに審査を行う。

(3) 支援対象者数

6者

※上記募集期間以降であっても、定員に達しない場合は応募できますので、御相談ください。

(4) 審査の主な基準

次に掲げる事項について総合的に判断し、決定する。

| 評価項目 | 評価事項 |
|--------------|--|
| イ 事業実施の確実性 | ①付加価値額の増加に向けた経営改善計画の作成により、具体的な実施が可能となる事業構想であるか。 ②財務状況等は6次産業化等を含めた事業全体の遂行において問題ないか。 ③事業実施についての課題、実施状況、時間軸を明確に認識しているか。 ④団体又は他の事業者との連携により事業を実施する場合、役割分担は妥当か。 |
| ロ 事業構想内容の妥当性 | ①事業の内容・目的に、具体性があるか。 ②経営状況に見合った事業規模となっているか。 |
| ハ 事業の収益性 | 付加価値額の増加が見込める事業構想であるか。 |

(5) 審査結果

支援対象候補者の審査後、申請者全員に対して、速やかに結果を通知する。

8 申請書類の提出先（郵送先）及び事業全般に関する問い合わせ先

青森県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ

〒030-8570 青森市長島1-1-1（青森県庁北棟5階）

電話：017-734-9456

FAX：017-734-8158

E-mail：shokusangyo@pref.aomori.lg.jp